

市税に係る減免措置調査票

		所属名	西成区
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・固定資産税 軽自動車税・ 事業所税	
	減免内容	西成区の簡易宿所	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第4条の5 第1項 第12号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 「あいりん地域をはじめ西成区に多く存在する諸課題を、特区的な運用によって人と予算を集中的に投入し解決、子育て世代を中心に人を呼び込み活力を創造する」という”西成特区構想”の実現 (2) 支援の必要性(理由) 特区構想においてどのような税の優遇措置(減免措置含む)が、有効なのかを、鈴木特別顧問を中心とする有識者座談会などで検討、9月ごろをめどに方向性が示される予定。活用できる区内社会資源と言う事で、簡易宿所を例示として示しています。 現在は「子育て支援」「観光・集客」「環境改善」のテーマで検討を進めており、税の部門の検討はまだ始まっていない。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		あくまで例示 今後どういった、何に対する優遇措置(支援策)が有効なのか検討	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

現在、有識者を交えて西成特区についての議論中であり、簡易宿所を活用した集客のアイデア等も出されているが、財政支援の在り方に関しては、議論されていないため税の軽減か補助金かの判断が現時点ではできない。